県政記者クラブ発表

資料提供

説 明

平成 1 7 年 1 1 月 日 土 木 部

標 題

栃木県入札適正化委員会(第2回)の概要について

(概要)

栃木県入札適正化委員会(平成17年度第2回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成17年11月21日(月)午後2時から
- 2 開催場所 アーバンしもつけ2階会議室
- 3 出席委員 委員長 永 井 護 宇都宮大学工学部教授 委 員 赤 塚 朋 子 宇都宮大学教育学部助教授 委 員 高 木 光 春 弁護士 委 員 為 国 孝 敏 足利工業大学工学部教授 委 員 原 田 いづみ 弁護士

安 貞 凉 田 いつの 井護工 (委員数 5名・出席委員数 5名)

- 4 審議対象期間 平成17年4月1日から平成17年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 929件

抽出案件 5件 (内訳)一般競争入札 0件

公募型指名競争入札 2 件 指名競争入札 2 件 随意契約 1 件

- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・報告事項等について
 - ・抽出案件審議
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 7 議事等の概要 別紙のとおり

所	所管課		発		表	者		担	担 当		者	
			職	名	氏	名	職	名	氏	名	電	話
監	理	課					課長補佐		川久保光男		2 3 8 8	

別紙

議事等の概要

- 1 報告事項等
 - (1) 入札及び契約手続きの運用状況及び指名停止の運用状況について 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況につい て報告した。また、再苦情処理については今回は該当ない旨、報告した。
 - (2) 抽出案件の選定理由について

高木委員から抽出案件を選定した際の理由について報告があった。

- 2 審議案件及びその結果
 - (1)「緊急地方道路整備工事(道路新設改良費)」について
 - ・工事箇所 佐野市鐙塚その1
 - · 土木部佐野土木事務所発注
 - (2) 「風見発電所主要機器等改修及び内部点検修繕工事」について
 - ・工事箇所 塩谷郡塩谷町風見山田 6 1 4
 - ・企業局電気課発注
 - (3) 「平17県営経営体基盤下田原南部第2工区圃整工事」について
 - ·工事箇所 河内町下田原地内
 - ・農務部河内農業振興事務所発注
 - (4) 「農業大学校女子寮新築工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市上籠谷1145-1
 - ・土木部建築課発注
 - (5) 「森林路網整備事業県単林道改良工事」について
 - ・工事箇所 佐野市作原町作原沢入線1
 - · 林務部佐野林務事務所発注

いずれの審議案件とも適正であると認められた。

- 3 抽出案件についての主な質疑
 - 土木事務所における公募型指名競争入札に係る地区割りの必然性とは。
 - ・ 出先機関における公募型指名競争入札は試行段階であるため、当初から県内全域 を対象とするよりは、地区別により適正な入札参加者の確保に努めた。つまり、公 募ということで、請負対象額1億円未満の工事に係る標準指名業者数である12者 の概ね1.5倍の入札参加数を確保できるような地区割りとして考えた。
 - SA・A等の格付けは、どのように決めるのか。
 - ・ 経営の内容等に係る経営事項審査を受け、それに、工事実績や優良工事表彰実績、 ISOの資格等を加味する技術評価点数を加えたものが格付基準となる。それによって、980点以上はSAに、979~900点まではAとなる。

指名選定チェックリストの記載について、一次評価で指名となったところも、二次 選定で指名となったところも二次評価の欄で、指名、非指名が記載されているがこの 表記でよいか。

・ 以後訂正したい。

圃場整備工事については、過去に実績のない業者は指名に入れないとのことだがなぜか。

・ 工事の対象が個人の土地であり、工事が終わればまた個人に返還する。さらに、個々の農家から負担を得ていることからも、地元の意向を汲んで適正な施工が期待できる経験のある業者を指名している。

落札率は、81.38%だが、指名業者16者のうち14者が落札価格と比べると2千万円超の開きがある。技術的な保証(適正な価格で質の高いものを造って欲しい)を考えると疑問だが。

・ 公共工事の発注者として、品質管理や下請に対する元請の監督等をしっかりとしていきたい。

随意契約の理由「入札不利」の考え方は。

・ 確かに価格を抑えられるということもあるが、工事の整合がとれる、管理が上手 くできるということもあり、随意契約の理由のひとつとして規定されているもので ある。

4 要望等

・ 入札の公平性を保つことと入札参加者の数を増やすということは、必ずしも一致

しないこともある。特殊な工事を内容とする公募型指名競争入札であれば、応募者の要件を設定する際には、品質の確保や技術に裏打ちされる安全性等について十分に配慮願いたい。

- ・ 発注業務に関し、部局間の政策の違いが見受けられる。各部局一律にすることは 簡単ではないと思うが検討願いたい。
- ・ 公共施設への県産材の使用については、使用の基準や、その波及効果等をきちんと説明できるようにしておいて欲しい。

5 その他

- ・ 次回の審議案件抽出の担当委員は、為国委員とし、5月に開催予定とされた。
- ・ 総合評価落札方式の試行(平成17年10月適用)について概要を事務局から説明した。